

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 令和3年度の保険料等について ～

7月に保険料額をお知らせします

令和3年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

【保険料の計算方法】

均等割 【1人当たりの保険料】 52,048円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和2年中の所得—最大43万円) × 10.98%	=	1年間の保険料 【限度額64万円】 (100円未満切り捨て)
---	---	--	---	---

○1年間の保険料の上限額は、64万円になります。

○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

保険料の軽減

①均等割の軽減

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	均等割の軽減割合
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7割
43万円 + (28万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割
43万円 + (52万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割

※令和2年度に7.75割軽減に該当されていた方は、令和3年度から7割軽減に見直されました。

給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方です。

- ・給与等の収入額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。

(52,048円 → 26,024円)

※所得の状況により、均等割の軽減割合が7割に該当することがあります。

※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで市町村の国民健康保険等は含まれません。

▶ お問い合わせ先 滝上町役場 保健福祉課 保健係 ☎29-2111(内232)